

## 須坂市手話言語条例

手話は言語である。

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語である。ろう者にとって手話言語は、物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造するために、必要言語として大切に受け継がれ、発展してきた。

しかしながら、市民が手話言語に接する機会は少なく、市民のろう者及び手話言語に対する理解が十分に深まっているとは言えない状況である。そのため、ろう者は自らの意思を伝え、また相手の意思を受け取ることができず、社会参加の機会も制約されてきた。

このような状況をなくすため、ろう者への理解、手話言語による意思疎通や情報の取得ができる環境整備など、さらなる取組みを進めていかななければならない。

未来に向けて、きこえない子どもたちが安心して育ち、ろう者としての誇りを育み、自ら社会参加ができる環境づくりを進めることが重要である。

須坂市は、手話が言語であるという認識を広く市民に普及することで、障がいのある人もない人も、共に支えあい、いきいきと暮らせる地域社会を目指すため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者に対する理解の促進及び手話言語の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、きこえない者及びきこえにくい者のうち、手話言語を使い日常生活又は社会生活を営む者をいう。

### (基本理念)

第3条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

- 2 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と普及を図り、手話言語での意思疎通を図りやすい環境を構築するものとする。
- 3 ろう者は、手話言語等による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に対する理解を深め、手話言語の普及と、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境を整備し、手話言語の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(ろう者の役割)

第7条 ろう者は、基本理念に対する理解を深め、手話言語の推進に関する市の施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話言語の普及に努めるものとする。

(手話通訳者の役割)

第8条 手話通訳者（市長が別に定める試験に合格した者その他市長が別に定める者をいう。以下同じ。）は、基本理念に対する理解を深め、手話言語の推進に関する市の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(学校における手話言語の普及)

第9条 市は、学校教育において、基本理念に対する理解を深め、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において、児童、生徒及び教職員に対し、手話言語を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第10条 市は、災害時又は緊急時において、ろう者に対し、情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第11条 市は、手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）の規定に基づき、次に掲げる施策について総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及に関する施策

(2) 市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用

しやすい環境の構築に関する施策

(3) 手話通訳者等の確保及び養成に関する施策

(4) 手話言語を学ぶ機会の確保に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(意見の聴取)

第12条 市は、手話言語に関する施策の推進に当たって必要がある場合は、当事者団体等から意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。